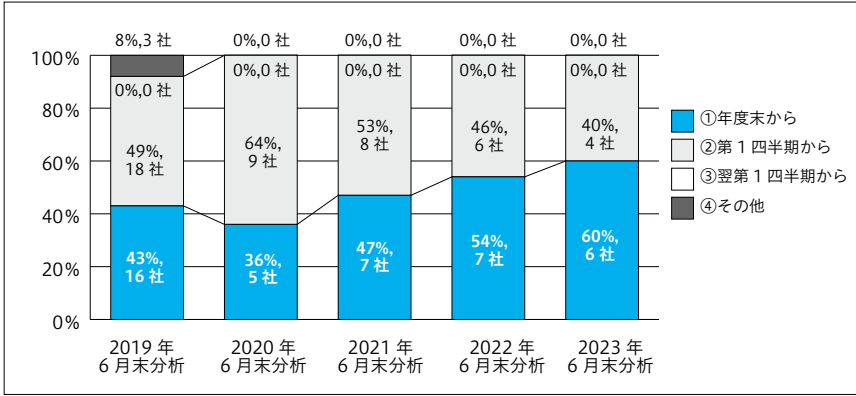


IFRS任意適用企業の開示パターン

IFRSの任意適用を決定する企業は最初のIFRS開示をいつ、どのタイミングで行うのだろうか。2009年12月に「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」が

(図表5) 開示パターン



【この章のエッセンス】

- IFRS 16号による開示について、短期リースの免除規定を適用している企業は94%、少額リースの免除規定を適用している企業は90%であった。
- IFRS 15号における収益の分解について、IFRS 8号の事業セグメント情報が収益の分解情報の開示要求を満たしている場合には、

重ねて開示する必要はないとされているが、事業セグメント情報とは別に収益の分解情報を開示している企業が多くみられた。

- IFRS 9号に要求されている金融商品から生じるリスクの開示事項については、信用リスク、流動性リスク、市場リスクのいずれも、開示割合や開示方法は前年とほぼ同程度であった。

IFRSでは、一般に日本基準における開示とくらべて定性的情報と定量的情報のいずれも注記の分量が増加するといわれる。では具体的にどのような開示が増加するのであるか。本章では、IFRSにおいて特徴的であると考えられる注記について解説する。

第2章 リース、収益認識、金融商品、公正価値測定 注記情報の開示分析

公布・施行された際に金融庁から公表された「別紙20」提出書類のイメージでは、IFRS初度適用時の提出書類の例示を、年度末から開示(パターン①)、第1四半期から開示(パターン②)、翌第1四半期からIFRSによる前年度の連結財務諸表の開示(パターン③)を行う、3パターンに分けて示している。これら

以外に、企業のウェブサイトやアナリアルレポートの付録などIR情報としてIFRS初度適用時の提出書類を作成して開示(パターン④)している企業がある。

本章では前回分析に引き続き、今回新たにIFRSを任意適用した14社のうち、「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」で最初のIFRS

S開示書類を提出した4社を除く10社の開示パターンについて分析を行った(図表5)。

当期を含む直近3期間は、すべての企業がパターン①ないしパターン②のいずれかを選択している。またその割合は、年度によって違いはあるが、おおむね半々程度となっており、今回もその趨勢に変わりはない。